

【新設】(振替公社債等の運用又は保有)

16-3-38 20-2-6 《振替公社債等の運用又は保有》は、令第145条の3第1号《国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得》に掲げる債券の範囲について準用する。

【解説】

- 1 平成26年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算において、国外源泉所得の一つとして国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得が規定され、外国の国債若しくは地方債又は外国法人の発行する債券の運用又は保有により生ずる所得がこれに該当することとされた（法69④二、法令145の3一）。
- 2 本通達では、その対象となる「債券」の範囲について、法人税基本通達20-2-6《振替公社債等の運用又は保有》の取扱いを準用する旨を明らかにしている。
すなわち、その「債券」の範囲には、社債、株式等の振替に関する法律又は廃止前の社債等登録法の規定に相当する規定により振替口座簿に記載若しくは記録又は登録されたため、債券の発行されていない公社債が含まれることとなる。
- 3 連結納税制度においても、同様の通達（連基通19-3-40）を定めている。